

第8期第3回世田谷区清掃・リサイクル審議会

会 議 録

日 時 令和4年11月11日（金）

午後3時00分～午後5時20分

場 所 世田谷区役所第一庁舎5階庁議室

またはオンライン

出席者

【委員】 中山榮子、鈴木秀洋、松本典子、加茂徹、

西崎守、森孝男、田崎恵子、伊達和子、中村博美、

渡辺美砂、斉木郁子、三橋悟、宇夫方直也

（以上13名）

【区】 蒲牟田清掃・リサイクル部長、笹本管理課長、

泉事業課長、加藤玉川清掃事務所長、小淵砧清

掃事務所長

○管理課長 皆さんこんにちは。それでは定刻になりましたので、ただいまから第3回の世田谷区清掃・リサイクル審議会を開催させていただきます。本日は欠席の連絡はいただいております。この会場で8名、オンラインで5名、13名中13名のご出席をいただいております。従いまして、清掃・リサイクル条例施行規則第3条第7項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告させていただきます。続きまして、会議の記録と、オンライン参加の委員の皆様へご案内を事務局より説明いたします。

○事務調整担当係長 はい。それでは本日は会議録を作成するため、会場中央のICレコーダーとオンラインの録画機能により、音声を録音させていただきますことをご了承ください。なおオンラインの録画につきましては、音声のみを取り出した後、完全にこちらで消去を行います。続きまして、オンラインでご参加の委員の方に注意事項をご案内させていただきます。発言を希望される方は、手を挙げていただき、発言の際は、お名前をおっしゃってからお願いします。また、ご発言以外は、音声をミュートに設定してください。なお書類や音声の不備等ございましたら、チャットにてご連絡ください。以上です。

○管理課長 はい。ありがとうございます。それでは、本日の傍聴についてご報告いたします。オンラインで7名いらっしゃいます。委員の皆様におかれましてはご承知ください。それでは、資料の確認をさせていただきます。本日机の上に本日の次第、2枚目が席次表、資料の1としまして、第2回の審議会の会議録の案をつけさせていただきます。資料の2として、前回ございました質問と回答、また資料の3「プラスチックの再資源化と世田谷区で可能な資源循環」というパワーポイントの資料を印刷して付けさせていただきます。不足等があればお申し出ください。それから、他の区のプラスチック回収チラシのコピーを何点かつけさせていただきます。また資料についてはお手元をご覧になっていただいても、また正面のモニターでも映し出しておりますので、見やすい方をご覧ください。それではここからは会長へお渡ししたいと思います。会長よろしく願いいたします。

○会長 はい。皆様こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日も限られた時間ではございますが、皆様から忌憚のないご意見をぜひお寄せいただきたいと思っております。また招集のご案内のところに、資料ちゃんと読んできてねみたいな、学生に言うようなことを書いちゃって申し訳なかったんですけども、時間が結構タイトなものですからそういったお願いをさせていただきましたことをお詫びした

と思います。それでは次第2の報告事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○管理課長 はい。それでは、第2回審議会会議録の確認についてでございます。資料の1をご覧ください。委員の皆様にはすでに事務局より、会議録の案をお送りしておりますが、ご意見、ご質問等があればここでお願いいたします。

○委員 すみません。よろしいですか。

○会長 はい。○○委員。

○委員 会議録の案をありがとうございました。私の紹介のところなんですけども、3ページ上から3行目。読ませていただきますね。○○委員「区民の○○と申します。世田谷区では、消費生活課、区民講師1人の会議」とありますけれども、「1人の会議」のところを、「ひとえの会」と直しておいてください。ひとえの会というのは、「ひとえの」はひらがなで「会」は会合の会です。よろしく申し上げます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。3ページの上から3行目でございますね。「1人の会議」のところを「ひとえの会」というふうにして修正します。他よろしいでしょうか。それではこの1点を修正するというので、当審議会といたしましては議事録を承認します。この会議録は世田谷区情報公開条例の対象として取り扱うということになります。次に、第2回審議会に関する質問と回答につきまして、事務局より説明をお願いします。

○管理課長 はい。それでは資料の2をご覧ください。第2回の審議会に関しまして、皆様からお寄せいただきました質問事項に対する回答をまとめております。3つございまして、資料の2の一番上、1点目ですが、○○委員から頂戴いたしました。先行する他区のリサイクル方法と分別についてでございます。各区のリサイクル方法は記載の通りで、分別方法はいずれも容器包装プラスチックと製品プラスチックを同じ袋で排出する一括回収方式となっております。なお各区が区民に周知している資料を、先ほども紹介しましたが、後ろの方につけておりますので、後程ご案内いたします。

2点目です。こちらも○○委員からいただきました。ペットボトルの収集頻度が世田谷区は少ないのはなぜかというご質問で、これは各家庭からの排出量を、スーパー等の事業者の皆さんの自主回収による量も考慮しまして、集積所での収集量を想定した結果、現在のところ月2回となっております。

3番目は○○委員から頂戴しました。スプーンやストロー等の製品プラスチックを資

源回収に出した場合、再商品化処理費用は区負担となるのか、という内容で、製品プラスチックの再商品化費用は、回収した全量分を区が負担することになります。また、プラスチック資源循環法第33条の制度についてのご質問ですが、回収したプラスチックを独自ルートで処理する場合、区と再商品化事業者が連携して策定した再商品化計画を主務大臣が認定することによりまして、容器包装プラスチック分の再商品化費用について、区の負担を1%に抑えることができる制度でございます。以上が、質問と回答でございます。

○会長 ありがとうございます。今の回答で皆様もよろしいでしょうか。

○委員 大丈夫ですありがとうございます。

○会長 ○○委員もよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは次に、審議事項の審議に入ります。次第の3「プラスチックの再資源化と世田谷区で可能な資源循環」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事業課長 事業課長です。まずは資料の3、こちらをご覧ください。説明は全体を通じまして大体40分程度を予定しております。また途中、質疑応答、ご意見をいただくような時間をパートパートで挟みながら進め、最後にまたまとめて、質疑応答のお時間をとればというふうに予定をしております。第1回審議会におきまして、プラスチックの現状、それから第2回審議会において、令和3年度に実施をしました「世田谷区のプラスチック資源循環施策のあり方に関する基礎調査」、こちらについてご説明をさせていただきました。本日第3回審議会といたしまして、「プラスチックの再資源化と世田谷区で可能な資源循環」と題しまして、世田谷区におけるプラスチック資源循環施策についての答申に向けました議論をしていただくため、順次ご説明をさせていただきます。

それではまず初めのパートですけれども、まずプラスチックを取り巻く情勢について、これまでの審議会の振り返りも含めて、ご説明をさせていただきます。まず、世田谷区の現状についてになります。世田谷区の一般廃棄物処理基本計画では、基本理念として、環境に配慮した持続可能な社会の実現を掲げ、基本方針として、資料に記載の3つを定め清掃事業の施策を進めております。

続きまして、今回議論となりますプラスチックの扱いについての現状です。資源化ルートの確保に応じて、区では現在、表に記載のような、可能な方法での資源化を進めて

おり、資源化ルートが確保できないプラスチックについては、可燃ごみとして収集しているところがございます。

次に、国の動向です。プラスチックの資源循環にあたっては、国としても国際的な課題として捉え、記載の各種法律や計画等が作られている状況でございます。また、プラスチック資源循環法が施行されたことにより、区はプラスチック使用製品を資源物として収集し、再商品化まで行うように努めることが求められるようになっております。

次に、国の補助金制度であります循環型社会形成推進交付金についてです。本件については今回初めてご案内をさせていただきます。清掃工場やリサイクル施設等の廃棄物処理施設の整備事業に必要な経費を充当するため、この交付金を活用しているところです。交付要件に、プラスチックの分別収集及び再商品化に関する内容が、今年度から追加をされております。23区内の清掃工場は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営をしており、23区の可燃ごみを21ヶ所の清掃工場で受け入れております。この清掃工場の建て替えやプラントの延命化のために交付金が活用されております。

続きまして、東京都の動向ですけれども、こちらはご紹介だけとなります。都としても国の目標とは別に、都独自の目標を定めております。また、都下の自治体を対象に、プラスチック分別収集実施に関して、分別収集に係る収集運搬・中間処理経費補助等の支援制度を設けているところです。

続きまして、プラスチック資源循環法のプラスチック分別収集に関わる部分についてご説明いたします。プラスチック資源循環法で定められております、対象となるプラスチックについては、容器包装プラスチックと製品プラスチックの2種類がございます。この後の説明におきましては、容器包装プラスチックについては、「容リプラ」、製品プラスチックについては「製品プラ」と統一をさせていただきます。また、容リプラにつきましては容器包装リサイクル法に基づき指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託してリサイクルを行うルートがすでにあり、このルートにつきましてもこの後、「容リルート」とさせていただきます。

続きまして、区が分別収集及び再商品化の対象とするプラスチックですが、対象とするものについては、区が基準を定めることができます。ただ先ほどご説明いたしました容リルートを活用する場合、この場合には分別収集の基準が環境省令「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」こちらにて明記をされております。例えば、原材料の全部または大部分がプラスチックであるもので、ペットボトルは除きます。またプラ

スチック以外のものが付着、または混入されていないこと、一辺の長さが50センチメートル未満のものというふうになっております。

続きまして、法律ではプラスチックでできたものの資源循環を謳っておりますが、収集時や再商品化を行う過程で、影響を及ぼす可能性がある商品も現実に存在をしております。一見プラスチック単体製品に見えても、電池が使用されていたり、場合によってはその電池による発火が問題となったりするケースもございます。また長い形状のままや、大きいものについても、施設の機械・設備に影響を及ぼすとも言われております。そのため、分別収集をする場合には、確保した資源化ルートに合ったものを回収できるよう基準を設ける必要があると言えます。

プラスチックの資源化についてはいくつか方法がありますが、新たに活用が可能となりました再商品化方法についてご説明いたします。プラスチックを処理するためには、製造メーカーの原材料に加工する再商品化事業者へ引き渡す必要がございます。新たに容リプラを処理するための容器包装リサイクル法による処理方法が活用できる仕組みが2つ作られております。1つが表の左側、容リルートを活用して製品プラの処理も一緒に指定法人に委託する方法になります。もう1つが表の右側、区と再商品化実施者の連携による再商品化計画について大臣認定を受けるもので、認定されたルートの活用により容リプラの再商品化経費が、容器包装リサイクル法と同じ仕組みの負担で済むこととなります。分別収集と製品プラの再商品化にかかる費用は区が負担することとなりますが、新しい制度を活用することにより、容リプラの再商品化経費について、区はこれまでと同様に一部の負担のみで済むこととなります。そしてこの2つの制度の大きな違いは、表の5行目でございます再商品化手法になります。収集したプラスチックについて再商品化手法を選択できるかできないかとなります。また容リルートの場合は、分別収集や再商品化事業者へ引き渡す際、環境省令の分別基準を遵守する必要がございます。

続きまして、今ご説明した2つの制度、今度はこちらを図でご説明いたします。上段の図は、指定法人に委託をした容リルートになります。プラスチックを分別収集後、中間処理と言われます選別、梱包、保管を国基準により行った後、指定法人の委託を受けた再商品化事業者に引き渡し、再商品化事業者が再び選別を行い再商品化しています。下段の図は、再商品化計画の認定ルートになります。分別収集したものを再商品化実施者と連携し、分別対象物や引き渡し方法を決め再商品化いたします。この時、容リルートで区と再商品化事業者がそれぞれ行っている選別を一体化や合理化することにより

経費が抑えられると考えられます。

次に、プラスチックのリサイクル方法についてご説明いたします。こちらは一般的なプラスチックのリサイクルの流れになります。企業が作ったプラスチック容器や製品が購入され、家庭で使用された後、決められた日に排出をされます。区は排出されたプラスチックを収集し、中間処理でリサイクルできないものを取り除き、圧縮・梱包します。その後、再商品化事業者のリサイクル工場に引き取られ、プラスチックの原料がつくられます。その際、リサイクルの手法は主に3つ、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルがありますが、プラスチック資源循環法ではマテリアルかケミカルをするよう定められております。

まず、マテリアルリサイクルの流れの例になります。収集した後、中間処理を終えてリサイクル工場に運び込まれたプラスチック類は、材料としてリサイクルできないものを取り除いて、細かく砕かれて、製品を製造する工場にて溶かされ加工され、パレット等になります。

次にケミカルリサイクルの例として、製鉄についての流れの図になります。中間処理されたプラスチックは、リサイクル工場で異物を取り除きコークス炉と呼ばれる建物に石炭と一緒に入れて加熱し、油やガス、コークス等に分解されます。その後新しいプラスチックの原材料になったり、発電に利用されたり、製鉄を行う原材料となっていくます。

ここで、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルについて、動画をご視聴いただけます。動画は、容リルートでのリサイクルの流れになりますが、リサイクルのイメージの参考にご覧ください。

(動画視聴)

○事業課長 動画の視聴でございました。では資料にお戻りいただきまして、プラスチック資源循環で求められる環境負荷軽減といたしまして、二酸化炭素の削減効果についてご説明をいたします。表は現在の可燃ごみとしての処理から、プラスチックを分別収集した場合の二酸化炭素削減効果になります。こちらは前回第2回でご説明しました資料30ページの再商品化手法別の削減量、それから次のページのグラフの方を一例として挙げて説明をいたしました、単純焼却に対して主なリサイクル手法と15.8%の焼却発電のそれぞれの削減効果のみを抜粋をした結果の表となります。清掃工場で焼却して熱回収をするよりも、リサイクルした方が削減効果があること、そして再商品化手法により削

減効果が異なることについても前回ご案内をしている通りになります。

ここからプラスチック分別収集をしております区の状況についてご案内をしていきます。23区で製品プラの分別収集を実施している4区が対象としておりますプラスチックと収集方法についてご紹介をいたします。4区とも対象としているものは、汚れやにおいの無い容リプラとプラスチックのみで構成されている製品プラとしております。回収対象のサイズといたしましては、港区のみプラスチック単体でできている衣装ケースなど一部のものを60センチ未満まで対象としております。これは港区が処理を委託しております製品プラの再商品化事業者が受け入れ可能となっているためです。収集方法といたしましては、各区、容リプラと製品プラを同じ袋に入れて排出する一括回収、回収回数は週1回と4区とも同じ状況になっております。

続いて、中間処理と再商品化手法です。収集したものを搬入する先について、港区は区内施設ですが、他の3区は区外施設まで運搬をしております。処理方法は4区とも容リプラは容リルート、製品プラは独自ルートとなっております。再商品化手法は区によって異なっており、容リプラは入札により決定いたしますが、製品プラは各自自治体が任意締結した契約で決定をしております。プラスチックについて、各区の分別の仕方のチラシをお配りしておりますのでこの後簡単にご紹介をさせていただきます。オンラインの方はチャットにてURLを貼らせていただいておりますので、そちらの方で後程ご確認をお願いいたします。区によって若干回収できるもの、できないもの等が異なっている状況にあります。

まず千代田区のご案内です。こちらの特徴といたしますと、下から二つ目のところ、回収できないものの例のところにビデオテープ、カセットテープのご案内があるんですけども、千代田区ではリサイクルの過程で絡まってしまうため、燃えるごみでの排出をご案内をしているということです。後程ご覧をいただきます渋谷区では、こちらのビデオテープ等に関してはプラスチックとして回収をしている状況にあります。続いて港区の事例になります。先ほどサイズの関係をお伝えしましたが、左側の下の方に30センチ以上60センチ未満のプラスチックのみの製品についても回収をしているという案内になっております。続いて北区の事例です。北区ではリサイクルの行方と併せて回収できないプラスチックについても周知をされており、回収対象のプラスチックとともに分別方法についても記載をしております。続いて渋谷区の事例となります。左下の例の中に記載がありますけれども、ビデオテープは資源として回収をしており、分別収集す

る目的等についても周知をしています。各区の周知の状況についてはまた後程ご確認をいただければと思います。

それでは資料に戻りまして、各区とも回収できるプラスチックと併せて、回収できないプラスチックの周知を今見ていただいたように行っております。特に収集運搬や中間処理の際に、危険が伴うもの、機械等に影響を及ぼすものについては、どこの自治体も周知を行っている状況です。また、これらの分別方法を区民周知するにあたり、各種媒体を使いながら啓発を行っています。以上、対象となるプラスチックについての質疑はまた後程、時間を設けてさせていただこうと考えております。この後、今お話をしました対象プラスチックの種類を含めて、またそれぞれご説明をさせていただきますけれども、これまでの説明がプラスチックに関する振り返りと、分別収集をしている区の状況となっております。以上、前半部分の振り返りということでご説明をさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。ここで今、一区切りということで、皆様の方からご質問等お受けしたいと思っておりますけれども。○○委員、よろしく願いいたします。

○委員 はい。12ページのところでいくつか質問があるんですけども。まず、真ん中の列の4行目、区による中間処理が必須ってなっていますけれども、これはあれですよ、民間でもいいんですよ、別に区が作らなくても、民間施設に委託するっていうことでもいいかと思うんですがご確認いただけませんか。

○事業課長 お答えいたします。今○○委員がおっしゃられました通り区が施設を必ず作るということではなく、民間の施設を使いながらこういった処理をしていくということは可能ですし、そういったケースも各自治体活用しているところでございます。以上になります。

○委員 はい。ありがとうございます。次がですねその2行下、再商品化方法を選べる、いや33条を使うと選べるって書いているんですけども。容り法ですと確か毎年入札して価格を決めるんですが、選んだ場合ですね、その価格というのはどういうふうに決まるのか、今まで例えばAというところにリサイクルをお願いしたんですけども、例えば会社がつぶれちゃったとかなった場合、来年どうするかってのはこれは全部区が責任を持って選ぶってということになるんでしょうか、その辺をまず教えてください。

○事業課長 お答えをさせていただきます。手段が選べるということですけども、その場合はですね、区と再商品化事業者の方と契約の仕様等あるいは処理する内容等を含めて

価格交渉等を行いながら値段設定をしていく形になるかと思えます。ただその場合にはですね、いろいろな各自治体の状況、それから容リ法での取り扱い状況等を踏まえながら、適正な価格を探っていくようなことになるかと思えます。2つ目のご質問でありました、つぶれてしまった時に次どうするかという点に関しては、やはり区の方で次の処理施設というものを探していく形になります。その場合に同じような、また手法を利用できる施設・事業者があるかどうか、場合によっては容リ法ルート等を使いながら処理の方を検討していくのかという形になっていきますので、こちらの手法が選べる場合に関しましては、やはりそういった事業者さんの倒産、あるいは何か変化によってというリスクはありますけれども、その一方では容リ法のルートというものも、もう一つのルートとして残っておりますので、環境を踏まえた再商品化ルート、経費、そういったものを総合的に判断しながらその時の対応を図っていく形になると思えます。以上です。

○委員 はい。ありがとうございます。価格についてなんですけども、入札だったらある程度はつきりするんですが、交渉ってなるとどうなんですか、例えばその業者のその年の平均入札価格に準拠するとか、そういうふうなのがあるのか、全くの相対取引で、例えば足元見られるとかですね、そういうことってあるんでしょうか。

○事業課長 はい。今お話のありました通り、基本的には足元を見られないようにいろいろな情報を集めつつ、また容リ法の場合ですと入札で行っておりますのでそちらの情報を踏まえ、適正な価格を見積もり等も含めて決め込みをしていくような形になります。以上です。

○委員 最後の質問なんですけども、製品プラですね。これ結局リサイクル業者さんがやるわけではなくて多分区が委託する中間処理の業者さん、この方が多分集めたものを選別して、製品プラと容リプラに分けて、容リプラの方はリサイクル業者さんに渡す。で、集めた製品プラについては、さてどうされるのか。その辺の行き先っていうのがどうなのかっていうのが1点と、各区を見ますと横並びで30センチっていうのが多いと思うんですが、例えばこれですと、クリーニング屋さんのハンガーとかね、ポリバケツとかそれは結局燃やされることになってしまいうんですけどその辺は、もうちょっと（範囲を）大きくするとか砕けば何とか受け入れますよとかその辺はどういうふうになっているのか2点教えてください。

○事業課長 はい。それではまず、再商品化の部分です。基本的にですね、中間処理等されたものが再商品化事業者の方に流れていくという形になりますけれども、例えば独自

ルートで設定をした場合というものに関してはどういう形で、手法を使いながら、再商品化する製品がどういったものにされるか、そういったところも含めて、計画検討をしていくような形になるかと思います。2つ目のご質問ですけどハンガーに関しては特定品目の中でもプラスチックハンガーが挙げられております。これは今回のプラ新法の中でも対象となる品目ですけれども、サイズに関しては先ほど30センチというものを一般的なところでご案内をしておりますけれども、基本区の方で基準を決めていくような形になっていきます。ただ、製品として単一の素材等で作られているものであまり大きくないものであれば、30センチ相当というようなどころでおそらく回収をしていくような形になると思います。以上です。

○委員 はい。ありがとうございます。柔軟性を持ってやるということですね。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○会長 はい。ありがとうございました。他にご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

○委員 他区の例のところ、ビデオテープを収集するところとしないところがあるんですけども、これよく普通のごみ処理でも針金ハンガーが引っかかって、ストップしてしまうっていうケースが多々あるっていうのは聞いてるんですけども、そうなったら困るからやめるっていうのはわかるんですが、やる場合っていうのはまた違う方法をとっているのでしょうか。

○事業課長 ビデオテープの場合ですと、プラスチックとするかどうかというのは最初に委員のおっしゃった通り、いわゆる機械設備等で対応できるところがあるかどうか、というところにもなってきます。そういった施設の状況等も踏まえつつ、それを取り扱いましょう、あるいは可燃ごみとしましようというのは、各区で最終的に判断をすることになっていくと思います。

○委員 その収集機器が、新しいか新しくないか旧型かというところで分かりますよということの理解でよろしいですか。

○事業課長 すいません。機械の設備が新しいかどうかというのは、その機械自体によっても変わってくるかと思います。ただその一方で、各施設の方で、いろいろとこういう機会にプラントを入れ替えるようなところももしかすると出てくるかもしれませんし、長いものが引っかかる、あるいは固いものだと駄目、大きいものだと駄目とかっていうのはやっぱりそれぞれいろいろなメーカーの機器、それによって変わってきますので、それも踏まえつつ、対象品目が区で実施時にコロコロ変わるというのは、非常にわかり

にくくなると思いますので、そういった将来的にどういったものだと多くのところが、多くの施設の方で取り扱えるか、そういったものも把握をしながら、対象品目を決めていくということになろうかと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、次に行きたいと思います。資料32ページでございます。世田谷区でプラスチック分別収集を実施する場合という資料を見ていただいております。この方向性につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。現在、区ではプラスチックの資源循環施策として資源化ルートが確保できたものは回収し、それ以外のは熱回収、サーマルリサイクルという形をとっております。これを現状のまま続けていくのか、または他の自治体のように分別回収と再商品化を実施してさらなる資源循環をしていくのかなど、今後につきまして様々あると思います。プラスチック資源循環法の施行や、国や都の取組み、環境問題などの背景を踏まえて考えていく必要があると思いますが、皆様それぞれのご意見をいただきたいと思います。ということなんですけれども、ちょっと恐縮ですけど副会長からご意見をいただけますでしょうか。

○副会長 はい。次の説明聞いてからにしたいかなと思ったんですけど。

○事業課長 はい。それでは細かいものはまた、別途詳しく説明させていただきますが、とりあえずいくつかの項目を表にしておりますので、そちらの方を先行してご説明をさせていただきます。

資料32ページに一度お戻りいただきまして、世田谷区にてプラスチックを分別収集する場合を検討するための課題についてになります。1枚めくっていただいて、こちらがプラスチック分別収集をもし行う場合に、この後、各委員の皆様にご意見等を伺いたいと思って作成をしているものになります。ご議論いただく視点等を含めて4項目挙げさせていただきます。なお、1が収集体制、2が施設関連、3が経費となっておりますけれども、こちらについての項目は区で実施する場合の条件を設定した上での内容を後程ご説明させていただきます。また4の対象となるプラスチックについては、先ほどある程度各区の状況、広報周知の仕方等についてご案内をしているところになりますので、また後程、簡単にご案内をさせていただければと思います。こちらの表の中ではそれぞれ4項目、ポイントと、それから議論の視点というようなところで、それぞれ事務局としてこういったところが気になるところを挙げさせていただいている状況になり

ます。この後、各パートごとにご議論をいただく前提になりますけれども、一通り通しで説明を続けさせていただきます。

それでは資料34ページの方に進めていただけますでしょうか。まずは分別収集ということで、容リプラと製品プラを対象とすることが法で定められております。収集体制や経費を検討するために、収集量と、それから収集方法を設定しております。上の表は、前回、第2回の資料21ページでもご説明したものにになりますけれども、再商品化量につきましては、東京都目標値の1人当たり年間7.3kg、これに区の人口約92万を乗じて算出しております。収集量につきましては、他の22区の実態調査、これの容器包装プラスチックの収集量に占める再商品化量の割合を乗じて算出等を行っております。このあたりの調整については前回ご説明をしているところになります。そして収集方法につきましては、下の表にあります通り一括回収、週1回の想定をしております。

続きまして、これから先ほど4項目挙げておりますその1つ目、収集体制となります。プラスチック分別収集をするためには、収集車両と作業する人員の体制等の構築が必要となります。先に設定をいたしました収集量では、新たに約50台の車両が必要となります。しかし、最近では車部品の調達難などにより、現時点で必要台数を新たに準備するには3年近くかかるのではないかとされている状況でございます。また人員は運転手が1名、収集作業員が最低でも1名は必要なことから、50台の収集車両を新たに動かすためには、100名以上の新たな人員確保が必要となります。収集体制に関する内容は以上となります。

続きまして4項目の2つ目、施設関連になります。収集したものを運び込む先といたしましては、条件により2種類の施設を準備することが必要となります。1つ目といたしまして、プラスチックを集積所から収集した後、資源化するために、資源化可能なもののみを選別する施設が必要となります。この施設のことを中間処理施設と言います。中間処理施設の役割は、集積所から集めたものを袋から出して、異物を選別、再商品化事業者へ引き渡す輸送効率を上げるため、圧縮・梱包し、一定量の保管を行っていきます。しかし、この中間処理ができる施設が区内及び区外近接地にはなく、東京都内ですと主に臨海部や埼玉県境の方に民間事業者による施設が点在をしている状況になります。また、区内に新たに施設を確保するためには、いろいろな課題がございます。この辺りについては後程ご説明をいたします。

資料の37ページは、プラスチックを受け入れられる中間処理の施設の状況になります。

す。世田谷区に対してプラスチックの受け入れについてお話を伺った事業者、こちらの状況が表の左側になっております。右図はそれぞれの施設を地図で表しております。先ほどご説明しました通り世田谷区近隣には施設がございません。臨海エリアあるいは埼玉県の境の方に施設は集中している状況でございます。

続きまして、中間処理施設の状況の続きですけれども、施設との距離、一番近いエリアでは約15km、ほとんどの施設が20kmを超えている状況にあります。また、道路が環状方向にしかなく、交通事情により移動時間を相当要することも想定されます。現時点での受け入れ状況といたしましては、世田谷区の想定収集量の一部受け入れ可能や、受け入れが困難だとおっしゃっている施設も、区との調整により施設整備をしていくことは可能と一部の事業者からは聞いております。なお、区外の施設に世田谷区からの廃棄物を持ち込む場合、これは持ち込み先の自治体の許可が必要となります。

中間処理施設が区内にない場合、運搬効率を上げるために、大きな車両に積み替える施設が求められます。この施設があることで、収集車両が遠方地まで運搬する必要がないため、収集作業の効率を上げ、経費縮減の効果がございます。この中継施設についても区内及び区外近接地には残念ながら施設がありません。また、区内に新たに確保する場合、規模によりますが必要な条件が異なって参ります。

プラスチック分別収集を効率よく運営するために、中間処理施設や中継施設を新たに建設する場合についてご説明をいたします。主に3つの要件がございます。1つ目が用地の確保です。2つ目が地域住民の合意となります。清掃関連施設につきましては、交通、騒音、異臭など、環境配慮の面から、近隣住民の方は懸念を示されるため、新たな場所に建設する場合、すべての方から合意を取るには丁寧な説明を行った上でも相当の時間を要するものと想定されます。3つ目が各種法令の手続きとなります。建築基準法に基づくものとしたしましては、建築物を建てるには地域ごとに建てられるものが定められている用途地域がございます。区内の準工業地域にはすでに清掃工場等施設があり、新たに確保できる場所がありません。建設する場合は、取得あるいは利用する土地の用途地域の変更の許可が必要となります。また、ごみ処理施設を建築する場合、ごみ処理施設建築法の許可も必要となります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくものとしたしましては、日量処理量が5トン以上となる場合、一般廃棄物処理施設の許可が必要となります。区内に施設を確保する効果といたしましては、作業効率がアップし、それに伴い車両台数を減らせるため、運搬経費の削減に繋がってまいります。なお、

これらの施設は最初の方でご案内をしました循環型社会形成推進交付金の申請対象の施設となります。

続きまして、他自治体の中間処理施設の規模の表になります。施設の規模については、現在具体的な検討をしておりませんので、41ページに参考として他自治体でプラスチックの中間処理を行っている施設をご案内しているものです。どの施設も複数の品目を取り扱っているため単純な比較は難しいところですが、日量の処理量を見ますと八王子市の施設に近いものかと思われます。施設関連に関する説明は以上となります。

続きまして、4項目の3つ目、経費の部分になります。プラスチック分別収集に係る必要な経費は、収集経費、それから中間処理経費、再商品化経費の3つとなります。各経費についてご説明をしていきますと、まず経費につきましては条件や年度により変動いたします。昨年度実施をしました基礎調査時の単価にて算出しているものをこちらでは掲載しております。

まず収集経費についてになります。小型プレス車、こちらで約6億6,761万円、軽小型車で1億8,215万円、積み替えの小型プレス車で2,768万円、合計で8億7,744万円収集車両の経費がかかります。

続きまして中間処理経費になります。収集したものを再商品化事業者へ引き渡すための選別・圧縮梱包・保管を行う費用となり、こちらは6億3,917万円となっております。

最後に再商品化経費になります。再商品化経費は活用する方法により違いがあり、表の通り約1億円から5億円と現段階でも幅があります。容リプラの再商品化経費は、プラスチック資源循環法の制度を活用することで、容リプラ分の再商品化経費の事業者負担分を受けることから縮減ができます。

46ページは、プラスチック分別収集にかかる経費合計の表になります。先ほどご説明いたしました収集・中間処理・再商品化の経費合計となっております。再商品化手法により区の負担額が変わりますが、容リプラ分の費用負担を受けられるプラ新法を活用しますと、消費税抜きで16億2,649万円、活用しない場合は19億6,639万円と約3億円の差が出ております。この金額はプラスチック分別収集をした場合に新たに発生する経費となります。あくまで現況として設定をした条件によるもので、条件が変わることで事業費の圧縮を見込める場合もございます。

47ページの経費の縮減が見込まれる点について、続けてご説明をさせていただきます。

1つ目、中間処理施設が区内にあった場合になります。収集したものを搬入する場所が近ければ1台の作業効率が上がり、必要とする車両台数を抑えることができます。上の表になりますけれども、小型プレス車の作業回数を2回から3回に増やした場合、約2億円の縮減、下の表に移りまして軽小型車の積替え車両も不要となる場合は約3,000万円の縮減が見込めます。

2つ目が、可燃ごみの収集経費への影響になります。プラスチックを分別収集することで、可燃ごみからプラスチックが減少いたします。減少したプラスチック相当分の可燃ごみ収集の経費と、区の収集ごみ量に応じて負担をしております清掃一組への分担金の減少が見込まれます。上の表が可燃ごみとしての縮減経費、こちらが約1億5,000万円。分担金は下の表となりますけれども、約1億6,000万円減少の算定をしております。

次の資料は参考といたしまして世田谷区の資源・ごみの処理経費のご紹介になります。令和2年度の区のごみ処理や資源のリサイクルにかかった経費、こちらは115億1,503万円でした。内訳は、ごみの収集運搬に59億9,526万円、ごみの焼却処理や埋立て等に34億5,801万円、資源のリサイクルに20億6,147万円となっております。経費に関しては以上となります。

4項目の4つ目になります。対象プラスチックと周知の仕方、こちらのご説明になります。プラスチック分別収集をする基準は先ほども申しました通り区が定めることができます。先ほど実施区が対象としておりますプラスチックについての周知に関してご案内をさせていただきました。区により若干の違いがありますが、回収対象としているプラスチックや回収できない禁忌品の広報について、概ねどの区も共通の事項を取り扱っております。また、リサイクルするためには異物がないよう、適正排出の協力が必要であることから、そのためには区民の皆様への丁寧でわかりやすい啓発が必要となっております。対象となるプラスチックの周知関連については以上となります。こちらの4項目がプラスチック分別収集を仮にやった場合の課題、あるいは視点等で事務局の方で用意をしていたものになります。ここにある部分に関しては、先ほどまとめた表でご確認をいただきながら、ご意見等をいただければと思います。以上となります。

○会長 はい。ご説明ありがとうございました。本来でしたら4つの視点に分けていただいていますから、その一つずつですね、収集体制、施設関連とかっていうことそれぞれでご意見を承りたいと思いますがよろしいでしょうか。まず、収集体制につきましてですね。ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

- 委員 先ほどのご説明でわからなかったことがあったので教えてください。46ページ、前半の説明で、最初に僕が質問した12ページでは「指定法人委託」と、「再商品化計画の認定」と32条か33条とかっていう言葉を使っていたんですけども、46ページでは「プラ新法活用」と「独自処理」ってのが出てきたんですね。前の12ページでこの2つの方法を上げているんですけども、これ、その32条33条を使ったのがいわゆる「プラ新法活用」という意味なんですか、その「独自処理」っていうのが、新しく出てきたんですがこれはどういうふうなのかそれを説明していただけないでしょうか。
- 事業課長 はい。それではまず12ページの方です。32条33条とありますけど、これはプラ新法の関係となります。それから後半の「独自処理」という部分に関しましては、先ほどの12ページの右側の部分になりますけれども、いわゆる認定ルート等も活用しながら再商品化手法を独自に再商品化事業者と計画を立てながら行っていくというものになりますので、これは先ほどの表の部分では「独自処理」という表現となっておりますけれども、基本は同じ内容の項目です。
- 委員 そうするとこの46ページっていうのは、12ページで言うと、32条使ったのが「プラ新法活用」、認定を使ったのが「独自処理」っていうことなんですね。
- 事業課長 ちょっと私の方が間違っていたみたいです。
- 委員 新しく「独自処理」って出てきたのでわからないんですが、そういうことでよろしいんですか。
- 事業課長 「独自処理」の方は容リプラ等の部分の容リ法のルールと関係なく、独自ですべて区の方で処理をしていくというものになります。説明が混乱をいたしまして申し訳ありません。
- 委員 わかりました。じゃ、12ページで書いてあるこの2つっていうのは、どちらもこのプラ新法の活用、46ページの左側っていうことで、「独自処理」っていうことについては、今回初めて出てきたっていうことでよろしいんですね。
- 事業課長 はい、こちらの方は本日初めて「独自処理」という形で説明をさせていただき、表の方で掲載をしているものになります。
- 委員 そうするとこの「独自処理」というものがこの値段だけ書いてあるんですけど、じゃあどんなルートで可能なんですかっていうのと、どういうルートでやるつもりなんですかっていう説明がないとちょっとわからないんですけどその辺のご説明ってのはあるんでしょうか。

- 事業課長 基本的にはですね33条を使ってもほぼ同様ということでそこに関しては想定をしております。
- 委員 そうするともう1回ちょっと説明が変わって、12ページの32条っていうのがプラ新法の活用で、その右にある33条を使ったのがいわゆるここでいうと、後半部分でいうと「独自処理」という意味でよろしいですね。
- 清掃・リサイクル部長 申し訳ございません。46ページで言ってますプラ新法の活用、33条を適用して、再商品化経費、このところで、容リルートを使うか使わないかって話ですね。ですから、これで使うことによって経費が下がると。独自処理に関しては、そういう容リルートとかそういうのは全然使わないで、すべて区の方で事業者さんを見つけて、区でやりたい再商品化なりそういうところをやる場合、全部区で負担しなきゃいけないのでこれだけの約3億ぐらいの差が出ますよっていうことの表になります。あんまりこの選択はないという形で考えていただければよろしいかなと思います。
- 委員 はい。わかりました。多分ねそうなんだろうと思って聞いていたんですけど、ただ、「独自処理」ってここで一つの対案として出した場合、やっぱりその可能性っていうんですか。本当にそれ可能なんですかと。比較する場合絶対無理だよっていうものをここで出されても僕ら判断しようもないので、結局無理なんですよね「独自処理」ってのは。それはどう考えればいいんですかね。
- 清掃・リサイクル部長 はい。実際に日量32トンっていうこれを処理できる業者さんもありませんし、かつ、区もこれだけの負担、3億プラスしてやる意味があるかっていうところは、議論の中であるんですけども、基本的にあまり選択しないルートかなと思っております。
- 委員 あえて言うとなんでちゃんとここまで細かい数字が出ているのだろうとちょっと不思議さはあるんですけども、私の質問、ここで止めさせていただきます。ありがとうございました。
- 事業課長 補足をさせていただきますと、先ほどの認定が受けられない場合は、独自でやる場合というのも想定をされますのでそちらの方の想定として金額計算をしていることになります。
- 委員 はい、ありがとうございました。
- 会長 はい。ありがとうございました。こちらについてのご質問とかご意見とかはございませんでしょうか。はい。私の方から見るところから順番にということで、副会長、

最初にお願いいたします。

○副会長 あ、すみません。コメントの方で書いたんですけど、まずは詳細の資料どうもありがとうございます。非常にそれぞれのところのパートはわかりやすかったので、方向性を考える上で非常に参考になりました。33ページのところの4つの視点が非常に重要だなんていうふうには思っています。これについてあと今後話していく、議論していく上で、さっき〇〇委員も話されたと思うんですけど、ハードルの高さや低さっていうのがやっぱりちょっと次の議論になってくるのかなって。簡単にクリアできるものと、非常に困難なものってのがあるので、そこを見極めていかなきゃいけないのかなっていうふうには思っています。一点、33ページの資料のポイントっていうのがあって議論の視点っていうのがあって、その次の右欄みたいな形で、その次の後の個別の論点との関係性がわかるようにしてもらおうとより資料がわかるのかなって。33ページを見ていてその関係性がわかりづらいというか、1個1個対応はしているんでしょうけど、そのつながりを資料として一覧で示してもらおうと、目次というかディレクトリーというか、何か作ってもらおうとよりわかりやすいかなというふうには思いました。個別の論点的なところで何点か話させてもらおうと、さっきのそのハードルの高い低いっていうんだと、平板に話されてたんですけども、例えばいろんな区との関係で許可を取らなきゃいけないとかっていうのは、僕からすると別にそれは大した話じゃなくてそんなにハードルにならないのかなって思ってます。違うなら違うと教えていただければと思いますが。あとそれに対して人と車とかですかね、人材がすごく必要になるし、車も大量に必要になりますよとかっていうような話ってのは結構、予算なので世田谷区全体の、例えば子育てとかいろんな他の部門との関係性で、これを進める上でそれだけの予算がとれるのかっていう意味で言うと、全体の中の優先順位でここを進めないといけないっていうところの議論というか、リンクはしてくる話かなと思うのと、区全体の予算の中でどれぐらいここでとれるのかっていうところが1点と、もう1つは期間ですよ。来年すべてじゃない話であってそれを実現していきましようと言ったときに、何年ぐらいってのはちょっとさっき出てたんですけど、それがハードルの高さとして現実にどれぐらいできるのかっていうところは論点になってくるのかなというふうには思っています。一旦ここで終わりにします。

○会長 はい。ありがとうございました。

○事業課長 お答えをさせていただきます。まず、ハードルの高さ、低さというようなと

ころでいきますと、今、副会長の方からもお話がありました通り、まず処理施設というものは非常にこの距離的なもの、あるいは処理量、そういったものから非常になかなかハードルが高いものになっていくかと思えます。その時に、一番最初にお話のありました他区に持ち込む時の許可というものに関しましては、基本的にそれぞれの処理施設の状況とかを踏まえながら、ある程度それぞれの自治体で状況を斟酌しながら認められていくことが多いかと思えます。ただそのためにいろいろその処理施設周辺の状況とかも含め、そういった環境面等も含めて、場合によっては少し時間がかかるものも出てくるかとは思いますが、基本的には各自治体間の状況の中で解消をされていくものと考えてよろしいものだと思います。優先順位の方のお話に戻りますと、先ほど中間処理施設の関係もお話しました。

次にやはり車両、人員体制の関係になります。これに関しても先ほど説明の中で部品の調達困難等で、車の準備までに場合によると3年くらいかかるということになります。そういった状況を含めると、実際には施設の確保、それから車の確保ということになりますと2年あるいは3年程度かかる場合というものも想定をされていきます。予算につきましてはですね、経費面の方でいろんなパターンを出していますけれども、やはりどういった形、環境負荷もそうですけれども、経費面はやはり予算という状況がある上では、なるべく効率的にやるのが求められていきます。先ほど経費を縮減するというようなところでご説明をしました通り、例えば施設に近く、運搬する距離を短縮できるような手法をいろいろと工夫をすれば、経費が下げられる、あるいは作業する回数を運搬する距離が短ければ多くすることができますので、そういったところでの経費等についても工夫をしながら効率、費用対効果の高い予算、そうしたものも決して度外視をするわけにはいきませんので、そういったなるべく実施をする場合も予算というものを想定しながら考えていく必要があると考えております。以上です。

○副会長 今の関連で資料の37ページ、中間施設の関係なんですけれども。これ遠いっていうのがありますが、この世田谷区の位置からすると下の神奈川県や、左の方、さっき例で出ていましたけど日野市とか、幾つか出てないんですけれど、そことの関係性とかってというのはどうなのかなって。23区だけで考えていくと全部遠いですねって話になってくるんですけど、他の自治体、近隣との関係がどうなのか、そこでもう何か調整できるのか、そこはやっぱり難しいのかっていうのが1点。車のさっきの話でいうと、違った意味で今後電気自動車だとかいろんな意味で清掃も環境に配慮したような清掃車と

かが変わっていきますよっていう大きな流れがあるんだとすると、今まで通りじゃない形で新しく一気に何かそれも含めているんな自治体がそれに進めるっていう形で言うと、特別に世田谷区だけが何かこうかかるっていうよりは一気に皆そっちの方に行くっていうこともあるのかなとか思っています、その辺はどう考えられているのかなっていうその2点だけ追加でお願いします。

○事業課長 まず施設の位置的なもののお話になります。多摩の方でも実際にそれぞれの自治体で処理をしているところもございますが、その施設の規模、あるいは多摩の方での近隣の自治体と共同で処理をしているようなところもありますので、世田谷区からの量を想定した場合に可能な部分、施設の方から状況を聞いているようなところで、こういった湾岸部、臨海部、それから埼玉の境の方のものを可能性の高いところで挙げているところになります。2つ目のご質問でいわゆる最近、環境配慮ということでEVとかそれからFCVの水素車というようなものも一般の車両では取り沙汰をされている状況にあります。EVに関しましては、以前23区の方でも少し実験的なものがあったんですが、車を動かすことができても、いわゆるプレスをする、電動の架装を稼働させるようなところでの電力の消費というような問題があったと聞いております。また当然一般の車両に比べると、電気自動車の方は価格がやはり数倍高くなってくると。次にFCVに関してはこれもまだまだ実用化にはちょっと時間がかかるころではありますけれども、やはりパワー的な面ではおそらくEV車よりは能力的にはあるのだろうと思われませんが、その一方でこちらはEVに比べるとさらに価格が跳ね上がるということで、1台あたり数千万から億に近いような金額というようなこともあります。この車両に関しましては、自治体の方で用意をする場合もあれば、当然、各自治体だけでは賄えない場合、民間の事業者に委託して行う場合もありますので、その各民間事業者の方でもそういった車両の方の用意ができるか、そういったような課題、かつ、充電器等あるいは水素の場合の供給先ステーションの整備、そういったものも課題等あるかと思っております。現状ではそういう点からも実際に始めやすい現状の車・燃料ということで想定をしている状況です。以上になります。

○会長 副会長よろしいでしょうか。

○副会長 はい。ありがとうございます。

○会長 それでは〇〇委員。

○委員 ありがとうございます〇〇です。幾つかお伺いしたいことはあるんですけど、

今、副会長がおっしゃっていたように、理想や国全体の方向としては、分別してリサイクルしていくっていうことが大切だということはあるんですけど、そもそも根本の話として、こう毎回議論を積み重ねていく中で、この審議会では一体何を大切にしているのかってのは全く見えてなくて、世田谷区としては、国の方針に従うのか、リサイクルを進める方向でいくのか、費用を減らす方向でいくのか、何ていうかその例えば分別を進めていくことで、私は全然違う自治体に住んでいるので、やっぱりそこでは分別が行われることによって、だいぶ自分も啓発というか教育を受けてきたなとは思いますが、分別していくことによってできるだけ買わないようにしようって思うんですよね、やっぱり。ごみになって分別するのが大変だからできるだけ買わないようにすることでリデュースにつなげるのかっていう、その目的が私はちょっと3回出ていてよくわからなくて、今の話もいろいろな話が混ざり合っていて、いろいろなメリットとか費用のこととか、費用対効果とかいう話が出るんですけど、効果は何の効果を求めているのか。効率的っていう話も何に対する効率なのかとかが私はよくわからなくて。なので世田谷区の方針としては何を一番優先するのかっていうのをまずお伺いしたいなと思います。

○事業課長 はい。まずこのプラスチックの資源循環の検討の前になりますけれども、当然今お話がありましたような、買わない、リデュースというところ、そういった取り組みについては引き続き行っていく形になります。プラスチックの資源循環ということになりますと、今、世界的にあるいは様々な環境問題等も発生をしているところです。区としましても気候危機あるいはCO2削減というところで取り組みを進めております。実際にいろいろと先ほどお話もありました通り、これをやるやらないというような部分もあるかと思えますけれども、実際には、多分そういった社会的周近的な環境も含めると、どうだろうかというところで当然区として判断をしていく中で、また様々な学識の方あるいは区民の皆様の見解を聞きながら、検討を進めていきたいというところになります。

○委員 わかりました。例えば、意見を先ほど求められたという気がしたのであれなんですけど、CO2を本当に削減したいと環境のため気候変動のためっていうことであれば、私はもう思い切って例えばどんなにお金がかかっても、例えば中間処理施設が外部になってしまったとしても、CO2削減に最終的に繋がるのであればその方法を選んだ方がいいかなというふうに感じました。

○事業課長 どうもありがとうございます。すいません説明の方、補足させていただきます。私の方で、先ほどCO2とかそういった環境的な部分のお話をさせていただきました。その一方で、やはり経費としますと、これは毎年、10億から20億近いものが当然かかっていきます。その中では、先ほどいくつかご案内をした通り、始めていく場合にあっては、経費を削減できるような工夫というものは当然考えていくところも必要かと考えております、そういう点でいいますとCO2削減にいい方法、あるいは経費と環境負荷、そういったものをバランスをとるような方法、そういったものも様々検討をしながら対応というものを判断をしていくというようなことになるかと思えます。以上です。

○委員 あと、私審議会っていうのが初めてでよくわからないんですけど、通常会議とかだとやっぱり事務局であったりとか執行部的なところが、大学とかそうなんですけれど、民間はそうだと思うんですけど、やっぱりある程度提案みたいな形をするんですけど、全くこう情報を与えられた中で、皆さんの意見で決めていくっていう形で、皆さんの意見で決めていくとかにかく意見収集をして、これはこの場が終わるっていう形でいいんですかね。で最終的に答申という形で出てはいくんですけど、何かこう、何も方針が見えない中で進めているような気がしていてすごく気持ち悪いなと思ってるんですけどその辺ってどうなんですか。

○清掃・リサイクル部長 清掃・リサイクル部長です。基本的にはですね、環境の部分は先ほどの世界的な話とか海洋プラスチックだとか、国の動きとか実際あります。世田谷っていう規模、これだけ大きいので、実際本当にそれをやった方がいいのかっていうのは確かにCO2が減るから、減らすこと前提であれば実施することが当たり前になるんですけど、そこには当然区民の方への負担の部分もあります。で、最初の方に一般廃棄物計画の考え方をお伝えしたと思うんですけど、基本的には出していただかないことを前提に、区は今実際取り組んでいます。○○委員がおっしゃったようにやっぱりライフスタイルを変えていただいて、とにかく出さないで生活していただくことによって、当然ごみも減りますし、排出されるものも減るので、当然工場で燃やすものも減ることによってCO2も減る。車の台数も減ることによってCO2も減る。大前提としてはそれを区としてはやっていきたいと思ってます。ただ、一方でやっぱりプラスチックは国際的な課題がある中で、もう区としてもやっぱり流れである程度やらなきゃいけないかなと思いつつもですね、区民の方の同意を得た中で進めたいっていうところはあるんですかね。そういう意味でこの審議会の中でそれぞれの皆様の意見をいただいたものをまとめ

た形の答申案を次回なりその次の中でお示しさせていただいて、それでいいかというところを最終確認をしていただくというような流れをちょっと考えておりました。本題的にやりましょうということで、課題の議論とかいうのも当然あると思うんですけども、サーマルやってることが別に悪いことではなくて、最終的には燃やした中でエネルギーを生み出したりっていう考え方も当然あります。本当にCO2っていうことを全体的に世田谷の中で考えた場合でもですね、基本的には3%か4%なんです比率的には。CO2を減らすためにはもっと環境のところで、例えば、太陽光のものを使ったりっていう方が効果的にはすごい高いと思います。ただそれだけですとなかなか進まないところと、生活の中ではごみっていうのが一番わかりやすい。CO2を減らすための働きとして、先ほどお話したその生活スタイルを変えていただいて、ごみを減らすことの方に特化しましょうよと。そういうことをやって、プラスチックの排出を少なくしたり、例えばペットボトルであればほぼPETtoPETは100%近くなっていますのでそういうところも含めて、使った後には必ずそういうリサイクルにつなげて行くとか、そういうことをやることって経費もCO2も下がりますよねっていう考え方をするのか。いやもう出てくるのはとにかく処理して、リサイクルすることをお金をかけてもやりましょうっていうその判断をですね皆さんに聞きたいってのが今回の審議会の大きな発端となっております。

○委員 わかりました、ありがとうございます。私としては、やっぱりリデュースをできるだけしたいなっていうふうに思っている中で、すごく分別は必要なことだと思っていて分別することによってやっぱりわかることがたくさんあるので必要だなというふうに思っているので、サーマルでっていうのをいいのかもしれない、いろいろそう要件を今話を聞いていいのかなあとも思うんですけど、啓発的な意味でも分別っていうのは結構大切かなというふうには考えています。それともう1つ、すいません長くなっちゃって、なかなかこの審議会の中で、会長は発言ができてないような気がするんですけど、1回についても2回についてもお話がお伺いできてなくて、でも、前回隣で話を聞いていたらすごくやはり詳しい、いろいろな視点をお持ちなので、できたら会長の意見をお伺いしたいなと思うんですけど。いかがでしょうか。参考にしたいなと思います。

○会長 ちょっと突然のことで会の運営で頭が一杯なので、何をお答えしたらいいのかしらとは思いますが、今ご質問にあったことで申し上げますと、私自身は最近のこの世の中の考え方として、サーマルリサイクルはリサイクルではないというふうになりつつあります。そうなっている中で、でも実際にはサーマルリサイクルしなければ、

それこそ汚れたプラスチックとかも何とか処理をして、マテリアルリサイクルの方に活かそうとするとすごいお金もかかるし、人手もかかる、その辺の、このバランスっていうのは難しいとは思いますが、せっかくこういった審議会みたいなものを立ち上げていただいているわけですから、やっぱりこうなんか世田谷区の方が何かリサイクル分別に協力をするとか、リサイクルをしてよかったなと思えるような、そういう提案ができるといいかなと思っています。だからその中にはもちろん〇〇委員がおっしゃるような生活の習慣が少しでもリデュースになるというものもあると思いますし、その分別したものがどういうふう私たちの生活に戻ってくるのかっていうのを見える化するとか、そういうことによってちょっと面倒くさいけれどもリサイクルに協力してよかったなっていうそういう実感を持っていただくとか。なかなか難しいんですけどもその今すごい何億の話をしてらっしゃる時にそんなちまちましたことあれかもしれないんですけども、その辺がもしかすると協力をしていただいたりする第一歩になるのかなって思います。だから、私自身はこの一括の分別っていうのはあんまり賛成ではないんですけども、つまりいろんなプラスチックの材料が混ざり合ってしまうので、そうするとマテリアルリサイクルでもパレットぐらいしかつukれないみたいな、ああいうことになってしまって、もっと細かく分けてポリオレフィン系だけとかというふうにするともう少しできるものも違うのかなとは思いますが、それはなかなか難しいですよ。少なくとも今の日本では、表示自体がプラだけしかないからこのプラは何なのかっていうのはペットボトル以外はわからない。だから、それは無理だと思うんです。ただし、例えば国の方に、私たちの意見として、プラはプラでもこれが何なのかっていうのをもうちょっとわかるようにすべきではないかというご意見を申し上げるってことは必要だと思うんですね。アメリカのプラスチックだと7つちゃんと分かれてますから、そういったものを何故かペットボトルだけ取り入れたんですよ。1番って書いてあるのはアメリカの分別が1番でそれが結局他の国でも使われているわけなので、2番以降は、別に日本では使われてないんですけども、そういったことは、世田谷区民に言うのではなくて国に対して言わなければいけないとは思いますが、でもそういったことを考える機会にも会がなってくれるといいかなと思います。

実際問題として中間処理施設みたいなものを、本当に世田谷区の中でつukれないのかしらっていうのは、私自身は思っているところです。できるだけこう閉鎖式の施設にして臭いだとか音だとか漏れないような感じで作るとかね。もっとお金かかりますけど

ね。お金はかかりますけれども、全量が対応できなくても、少しでもそういったものでモデル的なものを作るとかっていうような提案も、本当は中に入れられたらいいなどか、そういうことは思っていますけれども、それは私の個人的な意見ばかりですけれども皆様にもいろいろ意見を出していただいて、答申の案のところには世田谷区民の方の生の声みたいなものを入れた形の答申ができるといいかなっていうふうに考えています。すいませんこんな感じでよろしいでしょうか。

○委員 はい。ありがとうございます。中間処理施設のところについてもお伺いしたかったので今住んでる自治体の中間処理施設がどこかなって今調べていたら、ものすごい近くにあって、なんていうんですか、静かというか臭いがとかも全くない形で進められていて、そういった方法もあるんだってということが、しかも身近に、できたら自分たちのその住んでるところで、きちんと外部に押し付けるのではなくて、身近なところでやっぱりこうリサイクルをできるだけしていきっていくことは大切かなというふうに今考えながら聞いていました。すいませんありがとうございます。

○会長 次、手を挙げてらしたのは〇〇委員だと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○委員 はい。ありがとうございます〇〇です。皆さんの意見とても立派だったので初歩的な内容で申し訳ないんですけども、収集する際に、私たち区民ができることで、そのプラスチック資源を圧縮して、できるだけコンパクトな状態にして回収してもらうことによって、収集作業効率を上げて車両に乗せる容量が減らせないかどうかということを含めて考えてまして、そうすることによって必要なその車両台数がある程度抑えられるとか、効率が上がるっていう方向に進めば、経費とかそういった面でも抑えられていかないだろうかということを考えてました。あと、その収集にあたって、プラスチック資源の回収に対する例えば費用負担っていうのを、袋とかそういったものに対して、ある程度国がもし全く非課税とかそういう人たちは別ですけども、そういった形で負担をするっていうふうになった場合、区民としてその問題意識が大分上がってくるんじゃないかなっていうふうな考えもちょっと思って聞いてたんですけど、その辺はいかがかなと思って、よろしく願いいたします。

○事業課長 はい。それではお答えいたします。まずプラスチック、例えば圧縮をしてというようなお話をいただきました。プラスチック、製品とか状況によってはできるものできない部分等があると思いますけれども、例えば、プラスチックですと重量よりもど

ちらかという容積の方がこの収集の中では非常に影響してくると思います。皆さんが圧縮をしていただくことによって、特に想定している台数よりも減る場合、あるいは逆にもっとプラスチックの量が出てくる場合なんかですと、車が増える場合というのも想定されます。ただ現状では想定をしている最初のスタート時点での想定になりますので、その後収集の状況を踏まえながら車の増減というのは対応していくような形になるかだと思います。それから2つ目でいただきました区民の負担ということで、よく他の自治体なんかですと、一部ごみの収集袋の有料化というようなどころのお話かと思いません。場合によると全国では6割以上のところで、有料化が進んでいるというところでは、有料化ということになりますと、ごみの分別、資源の分別も含めてなるべく有料になるものと無料なもの等も含めて資源に回すものというところの意識啓発、この効果というのはある程度あるというふうには他の自治体の例からもあります。有料化の部分に関しましては、今23区一体で清掃工場等も含めて対応しているところがありますし、また世田谷の場合ですと、例えば隣の区の方で有料か無料と違っていうようなことになりまして、無料の方にごみを不法投棄にするというようなこともありえますので、世田谷区だけというよりはおそらく近隣区23区一体となって検討していくことが一番効果的なのかなというふうに考えております。以上になります。

○会長 ありがとうございます。プラスチックのごみって、プラスチックを運んでいただくほとんど空気を運んでいるといったような問題は大きいと思うんですけども、これもどんなふうにして出して欲しいかっていうのを区民への提案っていうのはあるんじゃないかと思っています。

○会長 ○○委員よろしくお願ひします。

○委員 ○○と申します。非常にベーシックな話に戻るんですけども、何かお話、3回目なんですけど、私たちの体がもうちょっと具合が悪くなってね、治療を対症療法をすごく考えてるような気がするんですね。ですから、私たちが今してるのは増えるからこういうのを安くしようとか、そういうハードの面とかもちろんすごく大事なんですけども、つくる責任、プラスチックを減らそうっていう観点が全くないような気がするのと、それから地球の温暖化でね、CO2減らすのもいいんですけども、マイクロプラスチックによる海洋汚染で、私たちが作ったプラスチックが海に流れて魚が食べて、それを私たちにまた戻って自分の首を絞めているんですね。ですから、やっぱり最後には自分たちはプラスチックのものを買わない、あるいは作らないっていうことの視点もない

と、それを世田谷区民の方が納得すればね、分類とかそれから費用負担とかは、すごく簡単だと思うんですよ。ですからそういう啓発とかという視点もすごい大事じゃないかなと思うんです。というのは私も世田谷区民で清掃事務所のすぐ近くに住んでるもんですから、いろんなこの前にもちらっと言いましたけどダイオキシンが漏れたりとか、それから清掃工場の炉を15年とかそのぐらいで全部取りかえるとかね、それからプラスチックも12～3年前には綺麗に分類してたんですよ。それを大きな炉になったので、全部それをもう一斉に燃やしてしまった経過が見ているとね、何だかもう本当疑問に思います。で、先ほど〇〇委員が何を大切にすることによって投げかけられたと思うんですけど、私は人間の命より大切なものないと思うんですね。ですからそこがきちんとベースにあって、そして命の大切さがこんなに侵されつつあるんだよってという視点からすれば、業者もつくる責任で少なくする。それで私たちもつかう責任をきちんととらえてプラスチックのものをなるべく控える。ていうことをしていくと解決するんじゃないかなという気がしています。

○事業課長 はい。ありがとうございます。まさしく今ご意見いただいた通り、今回のプラスチック新法でも、当然メーカーの方も環境に配慮した商品設計、製品設定というようなものが求められているところもありますので、これからはプラスチックに限らずそういった製品製造というのは、どんどん進んでいくのかなというふうに期待をしております。また使う責任というところでは、先ほど〇〇委員、それから会長からもお話がありました通り、例えばプラスチック製品、そういった環境にあまり影響的によろしくないようなもの、これを便利だけれども使わない、そういったような選択、そういうような意識づくりというものも必要になってくるかと思えます。清掃リサイクルとしますと、基本出てきた物の処理というところでもありますけれども、当然、こういったプラスチックの分別収集を検討していく中では、やはり出てくるプラスチック自体が減っていくものが当然環境もですし、収集する体制とかコストにも影響を与えていきますので、まずは収集体制を検討しつつも、同時にプラスチック、ごみを減量というものに関しては、関係所管とも連携しながら、これまで以上に皆さんに意識改革的なものも見ながら、ご理解、協力をいただくような啓発をしていくものだと考えています。

○会長 ありがとうございます。今のお答えでよろしいでしょうか。

○委員 はい、大丈夫です。

○会長 どうしてもこの審議会は、使用されたものの最後の出口側のことをとらえている

ので、入口側の話っていうのがなかなか今までしにくかったんですけども、でもいろいろ皆さんの話を聞いてると、本来私たちがどういうふうに住んでいっていいのかっていうところから考えていけるといいなというふうに思いました。それで、今まであまりお声が聞こえてない方もいらっしゃるの、もしよろしければ、ご意見等をいただくとありがたいんですけども。

○委員 ○○でございます。ご指名いただきまして、1回2回3回といろいろとお伺いした中でですね、工業振興会として事業者側のお話をさせていただくと、会社側は事業主は、もう回収業者、産廃業者を利用して、すでにもう何て言うんですかね、業者にお願いするっていう立場をとっております。ですから、一般の方のプラスチックをはじめとしたごみ収集ということではちょっと考え方が違ってしまってるので、ざっくり言うと、お金で解決させてもらってるみたいな形になってしまう。これはですから、そういう意味ではですねもう毎日毎日ごみは出るものですので、例えば家庭で、何曜日と何曜日が燃えるごみの日ですとか、ペットボトルは何曜日ですよっていうことではなくて毎日毎日が回収です。ですからそれだけ費用がかかる。これはもう、事業をやっていく以上は必要ですし、仕方がないかと思えます。この考え方を、一般の皆さんがお使いになって、お捨てになるものを再利用するかどうかは別として、それをそのために費用がかかるんだよっていう認識を持っていただくっていうことも大事じゃないかなというふうに思っています。それと、費用がかかるのであれば、先ほど会長の方からも中間処理場を世田谷に作れないの、費用はかかるけれども、そういうのどうだろうっていうお話、これもありかなと思います。これまあ費用でどのぐらい、どういうふうにかけてってわかりませんが、世田谷で、大規模になるかどうかわかりませんが、例えば、住民との問題もあるのであれば、これも、もう本当にざっくり私の今思いつきですけど、多摩川の川沿いとか何かそういう場所があるのであれば、そんなところに大きな地下設備を作るとか大きな中間設備、施設を作ったら、ほかの近隣の区はそこに費用を出して、処理してもらいに来ませんかという。それで別に商売するつもりじゃないです。我々お金を払っている立場あるいはそれで商売をする、商売するっておかしいですけどね。処理する側はやはり費用がかかりますので、であれば、世田谷はこういう処理場があるよ。じゃあ、23区の皆さんどうぞうちに預けてくださいじゃないですけども、っていう別の視点で考えることもどうかなと思います。これは余りにも実現ができないちょっと難しいことかもしれないですけどね。そんなことを思いながら皆さんの話を伺ってたんですが、ただ、

プラスチックっていう中で、ペットボトルは別扱いだっていうふうな話がありましたよね。であれば、ペットボトルは、それこそ自販機のメーカーさんが取りに来ていただくケースっていう、私どもの会社にも自販機があって、自販機のメーカーさんが回収に来ていただくんですけどもね。であれば、もうペットボトルはその業者さんに任せてしまったらどうなのかな。一般の住民の方のペットボトルも区は回収しませんって、あんまり言うところとちょっととげがあるようになってちやうかもかもしれませんが。ですから、もうそれは業者さんにもう全部任せる、ていうこともどうなのかなっていう気はしているいろんなことを考えました。私の中では全然その收拾がつかない、どれが解決でどれがいいっていうのはないですけども、ただ、やはり皆さんいろんな意見をお持ちだと思いますので、それはもうその中でせつかく皆さん集まってるんで喧々諤々にやられてもいいのかなと思いますし、やはりそのことですごく心配されてる方もいらっしゃると思いますのでね。それはもう大事に、区の方でもまとめていただくのがいいのかなというふうな思いをしております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。○○委員の方から一言ということですよ。

○委員 ○○でございます。今までずっと聞いていましたが、もうごみ処理の話はどうするか、そんなような感じばかりで、区民にお願いするっていうことがあまり出てこない。また今、○○委員がおっしゃった中間処理場を世田谷区に招致できないか。私も感じていたんですが、今大きな空き地があるとすぐマンションが建ってしまう。それを何とか抑えて、中間処理場がどのぐらいの平米数いるかよく私はわかりませんが、その辺を考えて中間処理場、製品を作るのは無理としても、中間処理場だけでも区内にマンションの代わりにそういったものを誘致できるような土地を確保できないかというようなことを私も考えたんですが、それは途方もないお金がかかると思うんですが、でも大分運賃やそういったものを考えると、大分いいんじゃないかななんて思います。また区民にもね、もっとプラスチックを出すときは、もっと綺麗に洗うっていう、もう、原則的に、原則じゃないけど周知させる広報をもっとしないとイケないと思う。私もあるものは全部洗って出してます。それから、他県ですけどもう細かく分類して出してるということもあるんですよ。あれ有料かどうか私もよくわかりませんが、これが有料だと私みたいな年寄りにはこれから大変、生活に響いてきますんであまりお願いしませうとは言えないんですけど、できるだけですねそういったできることを一つ考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは、○○委員お願いします。

○委員 はい。○○です。私の方からは、意見と質問の方を簡略にお話したいと思うんですけども、まず意見なんですけれども、○○委員からだったと思いますが、委員からの指摘を受けて区の方からこの審議会に対して、そもそものプラスチックリサイクルするのかわからないのかそれも含めて揉んで欲しいというふうなニュアンスの回答だったというふうに私は受けとめているんですけども。私個人としては、やらなきゃいけないんじゃないかというふうに思ってます。と申しますのは、やはり区民に意識を持ってもらうためにはそういうことをやってるっていうことを知ってもらわない限りは、区民はただのごみとしてしか出さないというふうに思われるわけですね。私が小さい頃は、昔はごみは缶も瓶も一緒くたで捨ててたというふうに記憶してます。それがやがて瓶・缶をわけるようになって、ペットボトルをわけるようになっていう形で、そういう意識が芽生えて瓶・缶はもう可燃ごみに捨てないですとか、リサイクルに回すとかっていう意識になっていったというふうに思いますので、やはりやらないことには始まらないんじゃないかというふうに思っております。ですので、そういった視点で議論をした方が良くないかというふうに考えております。次に、質問の方なんですけれども、中間処理施設での選別というようなお話があったんですが、私の認識ではこの選別っていうのは、素材・樹脂も含めて選別するもんだというふうに認識しておったんですけども、会長のお話を伺っていると、ここでの選別は、単に異物だけの選別であって、樹脂別の選別はしないという理解でよろしいのでしょうか。逆に樹脂別に選別しないとただ単にプラというだけの処理の場合はマテリアルであるならば、パレットにしかないのかということと、ケミカルという選択肢はないのかっていうこの点をお尋ねしたいんですけどもお願いします。

○事業課長 最後の質問からお答えをさせていただきます。基本的に中間処理ということだと、今お話のありました通り、異物の取り除きが基本となるかと思えます。リサイクル手法によって、パレット以外のものというものも当然これは考えられるかと思っております。それと皆さんからいただいたご意見等も含めてですけども、中間処理施設、もしプラスチックの分別収集を行うということであれば、区内にあると非常に効率的になるのも事実です。実際にはですね、だいたい区の収集量からすると、4,000から5,000平米くらいの土地が最低でも必要だということになりますと、なかなかこうまとまった土地というものが区内にない。それから用途とかも考えると住宅地等も含めて非常に難

しいところがあります。当然都有地とか国有地とかも含めてアンテナを伸ばしているところですが、現実にはなかなかこれというようない状況にあります。またお話の中で、〇〇委員の方からもありましたいわゆるコストの関係ですね。まさしく事業者の方はいわゆる廃棄物とそれを減らすことによるコスト、出すことのコストそれは日々考えながら経営をされてるような状況だと思います。ごみの処理あるいはリサイクルというものに関しても非常にコストがかかっているのは事実であります。そういうところで、一部の自治体では有料化というものも進んでおりますけれども、やはり事業者だけではなく区民の方にも分別の中で、そういったものがコストあるいは環境等に絡んでいくんだよというようないところは、引き続きそういった啓発を進めていきたいというふうには考えております。

○委員 ありがとうございます。すいません。あと一つ二つですね、ちょっと言い忘れたんで言わせてください。まず、意見の方なんですけれども、このプラスチックのリサイクルについては、正直世田谷区だけじゃなくてどこも同じ悩みだというふうに思うし、費用も含めて。〇〇委員もおっしゃってましたけどもここはやっぱり区だけで考えても限界があるわけで、近隣の区ですとか23区全体で考えていく問題ではなかろうかと。そういうことをすることによって効率化もはかれて、費用も削減されていくのではなかろうかということも考えられるというふうに私は思います。あともう一つ質問です。この回収をした時の試算が、数字がありますけども、これを単純に区民1人当たりの負担額ってのは年間幾らぐらいなんですか。

○事業課長 例えば全体の費用20億を人口100万人で割ったとして、年間で2,000円くらいになります。

○委員 私もちっと計算したらそんなもんだなというふうに思ったんですけども家族4人だとすれば年間8,000円と、それがじゃあ私許容されるのかされないのかっていうと、私個人として1年間で1人当たり2,000円程度であるならば許容範囲内ではなかろうかというふうにも考えられると思うので、総額で見えてしまうと非常に莫大な金額でありますけれども、特に1人当たり1世帯当たりの負担額で考えると数字が小さいのかなと思う。そういった視点もあってもいいのかなというふうに思ったんでお尋ねした次第です。

○会長 はい。ありがとうございます。ちょっと時間が押してきてしまってるんですけども、ぜひ言っておきたいというご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

○副会長 チャットに書いてあるんですけどチャットだと議事録に反映されないっていう

のもあったんで、さっき〇〇委員が話されたみたいに、事務局が詳細に説明してくださってそれは非常にありがたいんですけども、これが事務局がこう話してくれって僕らに求めているものと、僕ら審議会の委員の役割認識、意見に溝があるなって思ってます。論点がやっぱりかなり幅広いので、また詳細にありますので一人一人の意見どうですかってこう聞いてもバラバラと拡散しがちで、現に拡散してると思うんですけど、それをどうやって答申を整理するのか、例えば今個別にいろんな意見を言っていますけど、それがまとめて答申になるとは思えないので、その辺の一定の提示、次回やる予定ですよって話なのかなと思うんですけど、その辺の方向性というか絞り込みというか、この点についてなんだっていうのを絞り込んでいただいた方が、意見出せるし、なんかこう重ねられるのかなっていうふうにと思います。よろしくお願いします。

○管理課長 お答えします。いただいた意見、最もだと思いますので次回時間を設けてまとめていきたいなと思っています。それからちょっと補足をさせていただきたいんですがよろしいでしょうか。〇〇委員がおっしゃった、リデュース、ここが肝だと思っています。例えば、一例を紹介しますとコンビニでプラスチックのストローが紙のストローに入れ替わっていますけれど、我々最終、最終っていうか処理部門の人間としては、プラスチックが紙に変わっただけで燃やす量はほとんど変わらないっていう現実があって、そもそもストローを使わないで飲んで欲しいというふうに思っております、正直。なので、口紅がつくとかですな様々課題はあると思うんですけど、使わないで済むものは使わないっていうことを区として訴えていきたい。そういう方向に小さいことでもいいんで持っていきたいと考えております。それから区内のスーパーでは白色発砲トレイを使わずに薄いビニール袋だけでお肉を売ってるスーパーマーケットもございます。こういう取り組みをですね、小学生の買い物体験とかで紹介しながら地道ではありますけれど区民の方の生活の中に紹介して物を減らす、プラスチック、最終的に白色発砲トレイを使わないわけですからそういうことで減量を図りたい。これもリデュースの一つなんですけどそういう取り組みを進めていきたいというのが我々の中にございます。廃棄物を処理する部門としては、白色発砲トレイも年間区でも何トンか回収してるんですね個別に、たかが何トンなんです。それするためにすごいお金をかけてやっているっていう現状があるんで、そういうところを一つずつ減らしていきたいなと思っております。

それから〇〇委員の中での補足ですけど、今区内を走っているごみの収集車っていう

のは、水色の標準的なものですが、大体1,500kgを積めるんですね、1.5トン。この車ってというのは、平均すると清掃工場と現場を1日5往復程度しており、延べ300~400台が走り回っています。日曜日除きますけどね、そういう計算になりまして、そのプレス車ってというのは、可燃ごみを積んだ時にプレス、押し潰して、生ごみ、紙ごみ、プラスチックその他ってというのは全部押し潰して中に積んでいくんで、1.5トン積めるんですけど、プラスチックだけにした途端に427kg、だから約3分の1くらいしか積めなくなります。ただここでは、そのプレス車を使ってプラスチックを回収することによって、圧縮しているので、容積の減容化ってというのはそこで図れています。ところが世田谷区内プレス車が通れる現場だけではなくて、細い道が非常に多いんで、そういうところは軽トラックで回収しているんです。プレス車で1.5トン積めるごみが軽トラックだと170kg程度しか積めない。プラスチックになるとプレスができないので、さらにもっと減ってしまうっていうようなことで、この辺はですね、ご家庭でそのプラスチックをギュッと圧縮したとしてもあんまり効果がないのかなというふうに感じますので補足させていただきました。

それから〇〇委員のマイクロプラスチックの問題もつまり発生抑制なんですね。これはプラスチックが悪いわけではなくて使う人間が悪いわけですから、その辺の啓発を区としてやっていかなきゃならないというふうに考えております。で、一つにはレジ袋が有料化されたことによって、かなりの袋が減ったというふうに想像しています。区では、ごみの組成調査、中身の分析した結果っていうのをホームページで見られるようにもしているんですけど、レジ袋が有料化する以前のデータですと、レジ袋は2~4%可燃ごみに含まれていました。大した数値じゃないんですけど、この中でごみを入れて捨てられているものが1~2%。レジ袋だけで捨てられているものが1~2%あるっていうデータがあります。つまり、コンビニで買い物して、ジュース1個入れてもらって、家へ帰ったら何も入れないで捨てているっていうのが半数っていうデータがあるんで、そこはその有料化とか企業がプラの削減に取り組んだ結果、ごみを入れなくて1回だけしか使っていないで捨てられていた袋ってというのは確実に減ってくるのかなというふうに考えております。この審議会でこういう議論した中で、やっぱり削減だよと上流っていう言い方しますが、製造を減らすのは大事だって意見が出れば、それは23区が連携した課長会がありますので、そういう場を使って、その上に部長会、区長会がありますので、そういうところから製造者であるメーカーとかですね事業者に対してこういう要望があ

るんで聞いてくれと、それは省庁にももちろん申し伝えたいと思っています。環境省ですとか経産省が該当しますけれど、そういう結論を出していければなというふうに思っておりますのでちょっと補足をさせていただきました。

○会長 はい、ありがとうございました。

○委員 手短に。今日様々な意見が出たと思います。それに対して僕らがどう判断するかって結局幾らかかるかって、どのくらいメリットがあるか。そういうふうな定量的な話です。すべて精査してきっちり計算するのは難しいと思うんですけど、おおよそで概算で結構ですので、今日出た様々な意見に対して、費用対メリットっていうんですか。その辺を次の委員会までに出していただくと、我々としても判断しやすいと思いますので、コンサルの方いろいろ大変だと思いますけども、その辺の定量的なデータをぜひ出していただきたいと思ってます以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

○コンサルタント コンサルの絡みということがあったので私の方から、今リサイクル新法の33条でやってるところというのはようやく、仙台市が始めただけで、33条は本当に業者等、自治体の話し合いのルールが決まっているので、この場で何か定量的なデータを出すということはできないと思いますので、現状出せるデータは容りでいったらどうなるかというだけになると思います。

○副会長 さっき〇〇委員が話されたんですけど、僕、認識違って、さっき〇〇委員が話されて管理課長が話されたところで納得したつもりだったんですけども、お金の何か提示があって安いとか高いとか妥当だとかっていうのは僕らの射程じゃないと思っていて、それよりももっと根本的な話でのご提案とかっていう話かな、財政的に例えばこっちとこっちを比較して詳細なデータが出たとしても、だからこっちが安いからこの金額ならいいんじゃないかとかいうのは僕らが専門で出す話じゃないのかなというふうには思っています。その辺は整理して欲しいなって、当審議会でそういう金額のデータを出してもらうのはいい話だと思いますけどそれについて、金額はどう思いますかっていう提示ではないだろうっていうふうに僕は思っています。

○委員 僕らが出せるのは金額を出していただくだけで、最終判断もちろん住民の方です。ですからここで区長さんが最終的に判断されるんで、委員会としては、こういう案がABCだと、こういう案があってどのくらい程度かかりますねって僕らがそれを認識して、最終的には政治が決める。という話になっていくんじゃないかと思ってます。以上です。

○副会長 いや、すいません。だからそのABCで首長が決めるってのは審議会なので僕らが意見を出して、それをどう判断するかは首長が決めるってのは当然の話。その前の段階の僕らがどういうものを出すのかは、そのABCの例えば出したものについてのABCのCが金額で妥当だっていうことを出す話ではなくて、もっとそのような選別じゃない話、上流にさかのぼるだとか、そのような話の提言を出すとかってというのが、僕らの役割なんだろうなっていうふうに思ってるんですが、これだけ審議会の委員の間で議論が出るっていうこと自体が、どうなのかなと思いますので、もう1回提示をしてもらえればなというふうに思います。

○会長 そのあたりは次回までに整理していただきましょう。はい。ということで、よろしいでしょうか。何かあまりにも当然のことのようですが確認しておきたいのは、プラスチックを分別して回収しましょうっていうのは、今するとしたらっていうような形で、多くの方からいろいろ言っていていただけますけれども、審議会としては、もうこれは「する」っていう方向で、分別収集をしないっていう意見はないということでよろしいですよっていうのを、私、確認しておきたかったんですけど。

○委員 大丈夫です。はい。

○会長 しましょう。はい。ちょっと不安になりましたので。ですからプラスチックの分別回収を実施すべきであると。実施すべきという大きな方針を受けて、この後答申案を考えていきたいと思っておりますので、次回以降もよろしくお願ひしたいと思っております。ということですみません時間を超えてしまいましたけれども、まだまだご質問やご意見とかあると思っておりますが、続きは次回ということでさせていただきたいと思っております。この後事務局の方から連絡事項をよろしくお願ひします。

○管理課長 はい。今ご紹介ありました通り、追加での多分ご意見がいろいろあるかと思っておりますので電子メールの利用が可能な方につきましては、本日以降様式を前回同様送らせていただきますのでメールでお寄せください。電子メールを使わない方は、後程用紙と返信用の封筒を用意いたしますので、事務局の方までお申し出ください。よろしくお願ひします。また次回の審議会につきましては、来年の1月17日火曜日、午前10時から、同じくこの会場で予定しております。通知の方は改めてお送りしますので、よろしくお願ひします。最後にですね、第5回の審議会についてご案内をさせていただきます。3月17日金曜日午前10時から、会場についてはここと違う場所を用意しております、こちらは後程詳しくご案内させていただきます。ではですね、次回は、答申の素案の審

議を、今日の議論を踏まえ、また、寄せられる質問等も踏まえた上で、素案の審議を予定しておりますので、どうか年明け早々ですけどよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、以上で閉会とさせていただきます。長時間にわたりご意見ありがとうございました。